

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8171

(1/1)

|    |                          |     |           |
|----|--------------------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 17 日          | 支出額 | 225,000 円 |
| 項目 | 事務所費                     | 充当額 | 157,500 円 |
| 細目 | 事務所費                     | 按分率 | 7/10      |
| 摘要 | 令和 8 年事務所家賃 1 月、2 月、3 月分 |     |           |
| 備考 | 梅澤佳一                     |     |           |

支払証明書あり

|                  |
|------------------|
| 理由<br>銀行より振り込みの為 |
|------------------|

うめざね信託借入明細

3

※ 差引残高欄に(一)印があるものは借入残高です。

| 日付         | 摘要    | お支払金額   | お預り金額    | 差引残高 |
|------------|-------|---------|----------|------|
| [REDACTED] |       |         |          |      |
| D 8- 1-17  | ATM振込 | 225,000 | カネヌマ カウジ |      |
| [REDACTED] |       |         |          |      |

1. 証券類など入金の場合は摘要欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。  
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に「\*AD\*」、「\*CD\*」等の「\*」のついた取引については再記載いたします。

3

## 建物賃借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃貸借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃貸借する

建物の表示; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲) [REDACTED]

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一 [REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8225

(1/4)

|    |                 |     |           |
|----|-----------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 18 日 | 支出額 | 150,000 円 |
| 項目 | 事務所費            | 充当額 | 135,000 円 |
| 細目 | 事務所費            | 按分率 | 9/10      |
| 摘要 | 政務活動事務所家賃       |     |           |
| 備考 |                 |     |           |



政務活動費 領収書等貼付用紙

8225

(2/4)

2026/01/18 17:52

振込受付完了 | パワーダイレクト

 **新生銀行**

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

|            |            |
|------------|------------|
| 振込日        | 2026/01/18 |
| 振込依頼人名     | スガ アキオ     |
| 金融機関       | 埼玉りそな銀行    |
| 支店 / 出張所   | 霞ヶ関支店      |
| 預金種目       | 普通         |
| 口座番号       | 0262233    |
| お受取人名      | カ) シュウタク   |
| 振込金額       | 150,000 円  |
| 手数料        | 75 円       |
| キャッシュバック金額 | 75 円       |
| 出金金額合計     | 150,000 円  |

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

閉じる

Copyright © SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

<https://bk.web.sbinseibank.co.jp/print/transferComplete.html>

1/1

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 名 称       | 大丸屋                      |
| 所在地(住居表示) | 埼玉県川越市連雀町14-5            |
| 構 造・規 模   | 土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築       |
| 用 途       | 事務所                      |
| 契 約 面 積   | 1 階部分 約38 m <sup>2</sup> |

(2) 使用目的

|     |
|-----|
| 事務所 |
|-----|

(3) 契約期間および契約期間内の解約

|                                                                                   |                    |        |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| 始期                                                                                | 2023 年 7 月 12 日 から | 3 年 月間 |
| 終期                                                                                | 2026 年 7 月 11 日 まで |        |
| 貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。 |                    |        |

(4) 賃料等

|               |                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| 賃 料           | 月額 150,000 円 ( 内消費税等 円・税率 % )                                   |
| 共益費(管理費)      | 月額 0 円 ( 内消費税等 0 円・税率 0 % )                                     |
| 保証金(敷金)       | 0 円 賃料の ヶ月相当額                                                   |
| 保証金(敷金)の償却・敷引 |                                                                 |
|               | 円                                                               |
| 礼 金           | 0 円                                                             |
| 賃料等の支払方法      | 支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う                                       |
|               | <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> |
|               | 振込先金融機関名・支店名 埼玉りそな銀行 支店 口座種別                                    |
|               | 口座番号 口座名義人・フリガナ                                                 |
|               | 振込手数料負担者 借主 持参先                                                 |

(5) 貸主

|    |                   |                     |
|----|-------------------|---------------------|
| 貸主 | 氏名 株式会社秀拓         | 電話 049 ( 233 ) 1103 |
|    | 住所 埼玉県川越市市場新町14-2 |                     |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

|        |    |
|--------|----|
| 建物の所有者 | 住所 |
|        | 氏名 |



政務活動費 領収書等貼付用紙

8225

(4/4)

(6) 連帯保証の極度額

|     |             |
|-----|-------------|
| 極度額 | 1,500,000 円 |
|-----|-------------|

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 ( ☐ 有 ・ ☒ 無 )

|        |                               |                                |   |
|--------|-------------------------------|--------------------------------|---|
| 更新料の金額 | <input type="checkbox"/> 新賃料の | ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> | 円 |
|--------|-------------------------------|--------------------------------|---|

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。  
◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主

住所 埼玉県川越市市場新町14-2

氏名 株式会社秀拓  
代表取締役 米原恭淳

電話番号 049 ( 233 ) 1103

借主

住所

氏名 須賀 昭夫

電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 ☒ 貸主 ・ ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事(12)第 9359 号

事務所所在地 埼玉県川越市市場

商号 株式会社 秀拓

代表者等 米原 恭淳

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号

宅地建物取引士

2 / 9 建物賃貸借契約書 61-1 事業用建物 / 普通賃貸借契約【連帯保証人型】  
(公社)全日本不動産協会 '2212

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8253

(1/2)

|    |                   |     |          |
|----|-------------------|-----|----------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 19 日   | 支出額 | 70,440 円 |
| 項目 | 事務所費              | 充当額 | 63,396 円 |
| 細目 | 事務所費              | 按分率 | 9/10     |
| 摘要 | 事務所家賃（2 月分）送金料を含む |     |          |
| 備考 |                   |     |          |

|                        |         |       |
|------------------------|---------|-------|
| ご利用明細票                 |         |       |
| お取扱日                   | 店番      | お取引内容 |
| 08-01-19               |         | 通帳送金  |
| 記号                     | 番号      |       |
| *****                  | *****   |       |
| 取扱番号                   | お取引金額   |       |
| N043                   | *70,000 |       |
|                        | 残高      |       |
|                        |         |       |
| 送金料金 *440円             |         |       |
| 振込予定日 08-01-19         |         |       |
| タケウチ マサフミ              |         |       |
| ご利用いただきましてありがとうございました。 |         |       |
| ゆうちょ銀行                 |         |       |



柱理番号176-2

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）  
が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の  
目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とす  
る。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支  
払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支  
払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回  
復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲  
乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地  
武内 政文 

（乙）

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8254

(1/2)

|    |                          |     |         |
|----|--------------------------|-----|---------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 19 日          | 支出額 | 4,220 円 |
| 項目 | 事務所費                     | 充当額 | 3,798 円 |
| 細目 | 事務所費                     | 按分率 | 9/10    |
| 摘要 | 事務所来客用駐車場賃借料（2 月分）送金料を含む |     |         |
| 備考 |                          |     |         |

|                        |        |       |
|------------------------|--------|-------|
| ご利用明細票                 |        |       |
| お取扱日                   | 店番     | お取引内容 |
| 08-01-19               | 03529  | 通帳送金  |
| 記号                     |        | 番号    |
| *****                  |        | ***** |
| 取扱番号                   | お取引金額  |       |
| N050                   | *4,000 |       |
|                        | 残高     |       |
|                        |        |       |
| 送金料金 *220円             |        |       |
| 振込予定日 08-01-19         |        |       |
| タケウチ マサフミ              |        |       |
| ご利用いただきましてありがとうございました。 |        |       |
| ゆうちょ銀行                 |        |       |



整理番号 177-2

## 駐車場 賃貸借契約書

貸主 [ ] (以下、「甲」という。)と借主 武内政文 (以下「乙」という。)は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

## (1) 駐車場の表示

|            |     |                                             |          |
|------------|-----|---------------------------------------------|----------|
| 駐車場<br>の表示 | 所在地 | 入間郡越生町大字越生字榎田 389番7<br>入間郡越生町大字越生字北外張 810番2 |          |
|            | 名称  | 町田駐車場                                       | 指定場所 [ ] |

## (2) 駐車車両

|         |          |      |     |
|---------|----------|------|-----|
| 車種・車名形式 | ホンダ フリード | 登録番号 | [ ] |
|---------|----------|------|-----|

## (3) 契約期間

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 契約期間 | 2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間 |
|------|-------------------------------------|

## (4) 賃料

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 賃料(駐車場使用料) | 月額 4,000円(消費税含) |
|            |                 |

支払期限: ①. 毎月末日までに翌月分を支払う。 ②. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

|          |         |      |
|----------|---------|------|
| 支払<br>方法 | 1. 口座振替 | [ ]  |
|          | ② 振込    |      |
|          | 3. 持参   | 持参先: |

※振込手数料は、借主負担とする。

## (5) 貸主及び管理者

|    |          |
|----|----------|
| 貸主 | 氏名 [ ]   |
|    | 住所 〒 [ ] |

|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 管理者 | 商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一                            |
|     | 所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405 |
|     |                                                    |

※その他貸主及び管理者に関する事項

|       |          |
|-------|----------|
| 貸主代理人 | 氏名 [ ]   |
|       | 住所 〒 [ ] |

整理番号 177-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月1日

|       |                  |                 |     |
|-------|------------------|-----------------|-----|
| 甲（貸主） | 氏 名              | 代理人             | 電 話 |
|       | 住 所              |                 |     |
| 乙（借主） | 氏 名<br>(商号及び代表者) | 武内 政文           | 電 話 |
|       | 住 所              | 入間郡越生町大字上谷450番地 |     |
| 緊急連絡先 | 氏 名              | 武内 政文           | 電 話 |
|       | 住 所              | 入間郡越生町大字上谷450番地 |     |

|              |            |                   |      |              |
|--------------|------------|-------------------|------|--------------|
| 宅地建物<br>取引業者 | 商号（名称）     | 宮田精一事務所           | 代表者  | 宮田精一         |
|              | 事務所所在地     | 入間郡越生町大字越生908番地15 | 電話   | 049-292-3405 |
|              | 免許証番号      | 埼玉県知事（2）第23444号   |      |              |
| 宅地建物<br>取引士  | 氏 名        |                   | 登録番号 |              |
|              | 業務に従事する事務所 | 入間郡越生町大字越生908番地15 |      |              |

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8255

(1/2)

|    |                                                       |     |           |
|----|-------------------------------------------------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 19 日                                       | 支出額 | 600,440 円 |
| 項目 | 事務所費                                                  | 充当額 | 540,396 円 |
| 細目 | 事務所費                                                  | 按分率 | 9/10      |
| 摘要 | 事務所家賃 令和 7 年 6 月分～令和 8 年 3 月分 政務活動に使用する割合が 9/10 以上のため |     |           |
| 備考 | 埼玉県議会自由民主党議員団                                         |     |           |



# キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。



りそな銀行

|                     |                      |               |
|---------------------|----------------------|---------------|
| 取引銀行<br>0017        | 取引店<br>[REDACTED]    | 口座番号<br>***** |
| 取扱店<br>47351        | お取引日<br>08-01-19     | 時刻<br>08:46   |
| お取引内容<br>振込         | お取引金額(円)<br>¥600,000 | 手数料<br>¥440   |
| お取引後の残高(円)<br>***** |                      | おつり           |
| IC認証                |                      |               |

お振込明細またはご案内

電信

おサイタマケソソソキン  
受オカワ  
取普通 6203661  
人コ)ハツモトツムソヨ様  
登録番号 0017

コクホケソイチ セイムカットウツムソヨ様

ご依頼人  
電話番号 0493-81-4896  
取扱番号 400001

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →



## 建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

## 頭書

## (1) 賃貸借の目的物

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 名 称       | 大塚ビル1階                           |
| 所在地(住居表示) | 埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1               |
| 構 造・規 模   | 鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建        |
| 用 途       | 事務所                              |
| 契 約 面 積   | 1 階部分 28.80 m <sup>2</sup> 約8.7坪 |

## (2) 使用目的

|         |
|---------|
| 政務活動事務所 |
|---------|

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

|    |             |        |  |
|----|-------------|--------|--|
| 始期 | 令和6年6月1日から  | 3 年 月間 |  |
| 終期 | 令和9年5月31日まで |        |  |

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

## (4) 賃料等

|               |                                                                  |                   |                     |
|---------------|------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------------|
| 賃 料           | 月額                                                               | 50,000 円          | ( 内消費税等 円・税率 10 % ) |
| 共益費(管理費)      | 月額                                                               | 10,000 円          | ( 内消費税等 円・税率 10 % ) |
| 保証金(敷金)       | なし                                                               | 円                 | 賃料の ヶ月相当額           |
| 保証金(敷金)の償却・敷引 | なし                                                               |                   |                     |
|               |                                                                  | 円                 | 円                   |
| 礼 金           |                                                                  | 円                 |                     |
| 賃料等の支払方法      | 支 払 時 期                                                          | 翌月分を 毎月 末 日までに支払う |                     |
|               | <input checked="" type="checkbox"/> 振 込 <input type="checkbox"/> |                   |                     |
|               | 振込先金融機関名・支店名                                                     |                   | 口座種別                |
|               | 口座番号                                                             | 口座名義人・フリガナ        |                     |
|               | 振込手数料負担者                                                         | 借主                | 持参先                 |

## (5) 貸主

|    |    |  |    |  |
|----|----|--|----|--|
| 貸主 | 氏名 |  | 電話 |  |
|    | 住所 |  |    |  |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

|        |    |  |
|--------|----|--|
| 建物の所有者 | 住所 |  |
|        | 氏名 |  |

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8291

(1/2)

|    |                 |     |           |
|----|-----------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 20 日 | 支出額 | 193,600 円 |
| 項目 | 事務所費            | 充当額 | 174,240 円 |
| 細目 | 事務所費            | 按分率 | 9/10      |
| 摘要 | 家賃・共益費・駐車場代     |     |           |
| 備考 | 2 月分            |     |           |

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

8291

(2/2)

| キャッシュサービスご利用明細                                                                                                            |          |        |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------|--|
| 毎度ありがとうございます。<br>お取引内容をお確かめのうえ、<br>お持ち帰りください。                                                                             |          |        |  |
|  <b>埼玉りそな銀行</b><br><small>RESONA</small> |          |        |  |
| 取引銀行                                                                                                                      | 取引店      | 口座番号   |  |
| 0017                                                                                                                      |          | *****  |  |
| 取扱店                                                                                                                       | お取引日     | 時刻     |  |
| 48305                                                                                                                     | 08-01-20 | 12:05  |  |
| お取引内容                                                                                                                     | お取引金額(円) | 手数料    |  |
| 振込                                                                                                                        | ¥193,600 | ¥0     |  |
| お取引後の残高(円)                                                                                                                |          | おつり    |  |
| *****                                                                                                                     |          |        |  |
| お取引現金内訳<br>(1万円) (5千円) (1千円)                                                                                              |          |        |  |
| 万 円 千 円 千 円 円                                                                                                             |          |        |  |
| お振込明細またはご案内<br><b>埼玉りそな銀行</b><br><b>狭山支店</b><br><b>普通 3518568</b><br><b>ヤマフトウサノ(カ様)</b>                                   |          |        |  |
| <b>ヒカ`ツヤマトオルセイムカット`ウツ`ムシヨ様</b>                                                                                            |          |        |  |
| ご依頼人                                                                                                                      | 電話番号     | 取扱番号   |  |
|                                                                                                                           |          | 200008 |  |
| *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →                                                                                                |          |        |  |
| 印紙税申告納<br>付につき浦和<br>税務署承認済                                                                                                |          |        |  |

# 事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。 )と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。 )と連帯保証人 (以下「丙」という。 )とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。 )に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

|                 |                                   |                                                                       |              |                                                         |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------|
| (A) 賃貸借の目的物の表示等 | 名 称                               | 北野第2ビル 3階                                                             |              |                                                         |
|                 | 所 在 地                             | (住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11<br>(地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7<br>(家屋番号) 6512番7 |              |                                                         |
|                 | 種 類                               | 事務所                                                                   |              |                                                         |
|                 | 構造・規模                             | 鉄骨造陸屋根4階建                                                             |              |                                                         |
|                 | 契約面積                              | 建物: 95.3㎡ (約28.8坪)                                                    |              |                                                         |
|                 | 使用目的                              | 事務所                                                                   |              |                                                         |
|                 | 物件の所有者                            | (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702<br>(名称) 聖和商行株式会社                     |              | 貸主<br>(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702<br>(名称) 聖和商行株式会社 |
| (B) 賃貸借条件       | 賃 料                               | 月額 金 150,000円<br>(外消費税) 金15,000円                                      | 礼 金          | 金300,000円 (外消費税80,000円)                                 |
|                 | 共 益 費                             | 月額 金10,000円 (外消費税)                                                    | 敷 金          | 金150,000円                                               |
|                 | 更新料                               | 新賃料の0.5ヶ月分                                                            | 保 証 金<br>債 権 |                                                         |
|                 | 更新事務手数料                           | 新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)                                                     |              |                                                         |
|                 | 敷金の返還時期                           | 物件明渡し日より3ヶ月以内                                                         |              |                                                         |
|                 | 火災等保険料                            | 乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)                        |              |                                                         |
|                 | その他使用料                            | 無                                                                     |              |                                                         |
|                 | 契約期間                              | 令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで                                           | 5年間          |                                                         |
|                 | 引 渡 日                             | 令和 6年 3月 1日                                                           | 賃料発生日        | 令和 6年 3月 1日                                             |
|                 | 借主の解約権                            | 解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する                                  |              |                                                         |
| (C) 保証          | 貸料等の支払方法                          | 以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする<br><振込口座><br>金 融 機 関<br>口 座 種 類<br>名 義 人    |              |                                                         |
|                 | 支 払 期 限                           | ①翌月分を毎月末日までに支払う<br>②振込み手数料は乙の負担とする                                    |              |                                                         |
|                 | 連 帯 保 証 人                         | 家 賃 債 務 保 証 会 社                                                       |              |                                                         |
|                 | 連帯保証人 極度額                         |                                                                       | 家賃債務保証会社 社名  |                                                         |
|                 | 特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。 |                                                                       |              |                                                         |

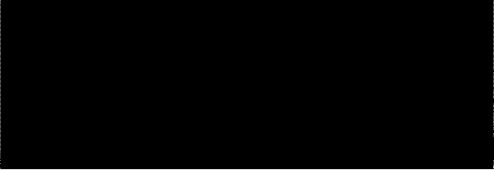


特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない。
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

| 貸 主・甲                                                            | 借 主・乙                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〒222-0037<br>横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号<br>聖和商行株式会社<br>代表取締役 北 野 敦 也 | <br>東 山 徹 |
|                                                                  | 連帯保証人・丙                                                                                     |
| 印                                                                |         |

| 媒介業者                                                                                                                                     |                                                                                                                                     |                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| [取引態様] 「貸借」／媒介・代理・<br>[免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号<br>[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日<br>[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13<br>[商号又は名称] 狭山不動産<br>[代表者の氏名] 代表取締役 | [取引態様] 「貸借」／媒介・代理・<br>[免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号<br>[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日<br>[主たる事務所] 埼玉県入間市豊原<br>[商号又は名称] 株式会社ハ<br>[代表者の氏名] 代表取締役 | [取引態様] 「貸借」／媒介・代理・<br>[免許証番号]<br>[免許年月日]<br>[主たる事務所]<br>[商号又は名称]<br>[代表者の氏名] |
| [宅地建物取引士]                                                                                                                                | [宅地建物取引士]                                                                                                                           | [宅地建物取引士]                                                                    |
| [登録番号]                                                                                                                                   | [登録番号]                                                                                                                              | [登録番号] 知事・第 号                                                                |
| (宅地建物取引士)                                                                                                                                | (宅地建物取引士)                                                                                                                           | 印                                                                            |
| 業務に従事する事務所所在地<br>埼玉県狭山市祇園 2-13<br>狭山不動産株式会社<br>電話 04 (2958) 0077                                                                         | 業務に従事する事務所所在地<br>埼玉県狭山市祇園 1-13<br>株式会社ハウスネット<br>電話 04 (2956) 5500                                                                   | 業務に従事する事務所所在地                                                                |

〔普通〕 建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、⑤に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (資料および共益費等の支払い)

2. 乙は、(3)の有料な住居費、紅毛酒等の、その料金を(以下、「賃料」といいます。)(4)に記載された支払期に支払うべき方法(別途記載された保証金及び前払・支払割金契約等により支払方法が定られている場合には、その方法)にて、支払期日までに支払います。
3. ユーエル・エーの賃料等の支払いについては、(5)に記載された賃料計算により算出された日割に日割する有料料金の支払いについては、月額賃料等を入居日款す(6)に記載された日割計算の日数をもとに日割金額により算出します。
4. 賃料等の支払時には必ず日割計算および届出のいずれか、その負担とします。

#### 第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに (B) の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めることはできないものとします。

### 第5条 (敷金・保証金)

1. 甲は、本契約が有効となる一割の償額の担保として、甲本人の総資産で次の①の資金または保証金（以下「担保金」といいます。）を本契約に供することとしました。ただし、資金等に利息が付かないものとし、また、これが質料等が明確または場合、増損に見合ふ償額の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
2. 甲は、乙が本契約から生じる償額を担保にしないときは、資金等とその償額の担保に充てることであります。この場合、乙が甲より売上の通知を受けた日から7日以内に、乙が不足額を甲に交付しなければならぬものとします。なお、乙は、本契約を履行するに際しては、その旨を甲に通知し、資金等その他の償額との相殺または支出を請求することができるものとします。
3. 甲は、本契約の履行に際して、乙が差し入れた資金等から未払い償料等その他の本契約に基づき乙が負担すべき一割の償額を差し引き、その残額を償料として乙に返還します。ただし、明後月の乙の償額納付に伴う費用は乙に負担する協賛額で充てないという乙の約定は、その償額の納付額に拘束されず、償額返還に適用します。なお、この約定は、費用は明後月の乙の償額に拘束されず、償額返還に適用します。
4. 乙は、差し入れた資金等の近接親類縁者を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条 (駐車場等)

1. は、壁面下の露出部（パイプ束漏れおよび自然発生露出を含みます。以下同様です。）を用いる場合、(B)の資料を支払い、年の経過する位置に、年の承諾を得る車両のものを拒否する。
2. は、契約期間内に車両の要を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければならぬ。
3. は、車両の運行に必要と認め、燃料、運転、第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由による乙に損害が生じた場合、一切の責を負い金支払い。
4. は、故意または過失により本物の車両に損害したは他に該車両の修理に損害をえた場合、直ちにその損害を弁済またはその有する賠償責任を負う。
5. は、「損害賠償請求権の消滅時効」を必要とする場合、甲に先行を依頼するものとし、乙は、これに同意し、乙は、甲の責任を負う。
6. は、運行に伴い事故発生後および賠償費用等発生は、乙が費用負担するものとし、甲は、乙は、賠償費用等のみを解する。第19条および第20条と同様の手続。
7. 甲および乙は、別添付事項の規約または規約等がある場合、その定めによるものとし、

## 第7条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に當て、自己の負担にて罹家人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

#### 第6条 (付帯設備)

1. 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、または使用に伴う性能低下・キズ、汚れ等があることを予め了承します。

第9条（乙の善管注意義務）

1. 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「善管注意義務」といいます。）をもって本物件および附帯設備を保全し、使用します。
2. 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
3. 乙（来店者・来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害を被せたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (届出または通知事項)

- 乙は、本物件の所有権移転後 14 日以内に、入居時における本物件内の積物または設置に存する積荷、破損等を、甲の指示する方法にて報告するものとします。
- 乙は通知するに本物件内における積荷、破損等のあると、前項の報告に書かれていない積荷、破損等があることを行ない、更に地上または地下に埋蔵したものと推定されるもの、なお、甲が入居前に前項の報告を行ない、更に地上または地下に埋蔵したものと推定されるもの、破損等、破損等、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれにも該当するときは、直ちにその旨を甲に届出たは通知し
- (1) 本物件を 1 月以上以上の長居において使用したいとき
  - (2) 乙の専有、所有、代客等、本業目的、主要な事項または、表面【明細書】に掲載した連絡先が変更されたとき
  - (3) 乙が、本物件の所有権移転後 14 日以内に、入居時における本物件内の積物または設置に存する積荷、破損等を、甲の指示する方法にて報告するものとします。

- (4) 巡警保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、動静先その他に変更が生じたとき
- (5) 乙または丙について、死亡、後見開始、保生開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- (6) 本物件の建物または設備を、汚損・毀損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修補を要するとき

### 第1.1条 (禁止事項)

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記述された事項の旨・用途を窺わせること
- (2) 甲の承諾なくに資料複製、転写または使用機器等を使用すること
- (3) 本物件にない資料複製に基づき、一切の権利行使を行う、担保に供すること
- (4) 本物件にない資料複製に基づき、他人の財産を侵害または侵害の恐れを生ずること
- (5) 付随権を本物件及びその複製に準じて行使すること
- (6) 甲の承諾なくに、本物件の増築、改築、修繕、寄附その他の著作物の複製、改定、工作物を伴う修繕等により、甲の利益を侵害すること
- (7) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (8) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (9) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (10) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (11) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (12) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (13) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (14) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (15) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (16) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること
- (17) 本物件に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれある物品等を持ち込み、おぼろげに使用すること

## 第12条（修繕義務と費用負担義務）

1. 甲は、第2項規定に基づきものを除き、乙が本物件の使用および収益を遂行するために必要な修繕・修補を行うものとする。また、乙の故・過失、過失は重大な過失、乙の他賠償の履行方法を越えるような使用による損耗等、乙の責により必要となつた修繕・修補については、乙の費用負担として使用する。
2. 乙は、前項の規定にかかわらず、入居開始日からおける自然損耗・経年劣化または通常使用による損耗を主張するに当たっては、乙が前項に定める修繕・修補に十分な注意を怠つた事実を立証し、かつ、乙が前項に定める修繕・修補に怠つたことを立証するものとする。
- (4) 物件の建築期、ブランド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品
- (5) 電気、ガス、光熱費、水道等の消耗品の交換
- (6) 本物件内乙が所有の造作、設備等に対する修繕
4. パスポート・旅行・流し上る等の排水のための水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠つた結果生じた汚損の除去、換気・給水・排水設備(パッキン)の交換
- (5) 事故の発生や火災による物件の毀損および修繕費用の取扱い
- (6) その他、本賃貸借関係の確立に必要とする事項
3. 甲は、第1項の規定により行う修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、協力する義務を負い、これを拒否することにはなりません。甲が乙の同意を得ないままに修繕を怠つたことにより、乙に損害が生じた場合は、甲が賠償責任を負ふものとします。
4. 本物件が修繕が必要となるときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または指示に従ふことによって、物件または借付設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
5. 乙が前項の通知を行つた場合、前記損害を看過して乙が修繕を怠る行為の場合、乙は修繕費用、修繕の必要費用および修繕費用の増額を害者により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行ふことができる。ただし、急迫な修繕が必要な場合は、乙の承諾を要しないものとする。
6. 物件使用に伴う電気・ガス・水道・電話・インターネット利用料、汚損物品処理費用、町会費等の費用については、乙がまたし居居の負担とする。

第13条 (造作等)

1. 乙は、本物件の運用等について次の各号に該当する場合、平め甲の書面による承諾を要するものとする。
- (1) 本物件に造作等を設置するとき
  - (2) 電気、ガス、給排水等の設備の設置並に変更を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
2. 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができるものとする。

第14条（賃料等の改定）

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができ  
ます。
2. 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(3)の賃料等が不当になった  
場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求す  
ることがあります。

## 第15条（一部滅失等による資料の滅失等）

1. 本物件の一部が被破損の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責に帰すべき原因に非ざるに由るものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の面積に比例して減額されるものとする。ただし、甲が、甲の責に非ざるに由る、被破損の原因、期間その他の債務不履行事項により被損害するものとする。
2. 本物件の一部が被破損の事由の事由により使用できなくなった場合において、被損害部分の面積が賃料に占める割合を算出することができないときは、これは、本契約を解除することができず。ただし、それが乙の責に帰する事由の場合、乙の責任において甲に代り被損害を賠償するものとします。

天災、地盤、その他甲の責めに歸することのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限を受け、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は、甲の責めに歸する事由に起因して、甲は甲の責めに歸するものとし、

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(注)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から開始条件で更新し以後も同様とする。

2. 本契約が更新(前項の更新および他借借戻日の法定更新を含む。)された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(注)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が貨料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除すること乙ができる。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の債権関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 入居するに至ったのは本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したこととが判明したとき
  - (2) 賃料等の支払引当金が9ヶ月以上滞連したとき
  - (3) この貸付の目的外使用または法令、条例等に基づき不慣熟の使用を受けたとき
  - (4) 前条第1項に規定する事項のうち「共同居住者」・「社会住居」・「特別清償金」はこれらに準ずる法的効果及び権利の発生がなかったとき
  - (5) 隣近、周辺の発着生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序、平穏等を損害する行為を反復したとき
  - (6) 本契約書の各条項の規定に反したとき、または別居後又は離れ同居等がある場合、この他
- 第3項において前項第2号に係る場合には、両者の協議で書き加え甲に対して賃料等の支払いが求められても、これをこれと理由に拒絶の有効性を主張することができず、甲は同条の規定に従い、本契約を解除することになります。
- 第4項またはそのほか前条第1項に規定する事項のうち「共同居住者」・「社会住居」は、その相手方は何れか一方に限り適用して、直ちに本契約を解除することができます。
- (1) 本契約締結後2年の存続期間中に生じた事由が判明したとき
  - (2) 本契約締結後に、自らまたは員（親族・転居先・配偶者、執行役またはこれらに準ずる者）が反社会的勢力の組織に入会し、加入し、役員、理事、常任役員、幹部職員等の職務執行を行つたとき、もしくは他の借主間の争いの発生を生じさせる行為を行ったとき
- 第5項は、乙がその住所のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (1) 前1条第1条第5号から第8号に掲げる行為を行ったとき
  - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
- ① 1に対する暴力の言動による要求行為
  - ② 甲に対する法的な責任を免れたり不当な要求行為
  - ③ 甲に対し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いて甲の生命、身体、財産等に被害を加へたり
  - ④ 詐欺を施したり、偽造文書は威力を有して甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
- ⑤その他甲が①～④に準ずる行為

[illegible]

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了したことを、直ちに本物件を引継ぎます。
2. 乙は、本物件の引渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
3. 乙は本物件内に搬入したすべての物品の引渡しの引継ぎを、数量帳簿の増減
4. 乙は本物件を変更した箇所および物件の引渡しに生じたすべての損滅、または損滅箇所の修繕
5. 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ、汚物等の処理
6. 乙が使用した本物件金庫の鍵類等の精算
7. 『借約』互に規定された賠償責任
8. その他引渡すに必要となるべき措置

- [illegible]

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保念、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、の場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

[illegible]

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条項とし、本契約の履行の申出に  
ては會費を徴する権限とし、本物件の戻しに關する一切の權限を丙に委任する。  
(1) 乙が前月の支払を々々月以上滞りし、または度々延滞を繰り返し、甲が相当期間  
定めぬ催告をしたにもかかわらず未だ滞りしとき  
(2) 乙が甲への届出せずして所定年限となり、を々月以上滞りしたとき  
(3) 乙が死または破産その他事由により本契約の履行が困難になったとき  
2. 丙は、本契約が存続する限り、前項の委任を行使する権利を有することができせん。

第2条第7項に基づき、【補記】に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

1. 乙は、本契約が生じると金銭債権（貨幣等）の支払ひを滞延した際、専断に於て、14.8%の割合にその滞延損害金を支払ふものとす。ただし、別添附する「取次委託契約」は支払ひ委託契約等に滞延損害金の定めがある場合は、その定めによつてのとす。

2. 乙は、本契約から生じると金銭債権（貨幣等）の支払ひを滞延したことにより、甲は「何指値したるか」を証拠、メール、文書資料は訪問前より督促を受ける場合に、最低1回につき手数料として金3,000円（別添附消費税）を支払ふものとす。

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承認するものとす。

(1) 当らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと

(2) 当らの役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力が当らの業務に不当な利益を得、本契約を継続するものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

① 相手方に対し不当な競争的ないし排他的な行為を用いること

② 相手方または第三者を利用して相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

1. 甲および乙は、本契約により知り得る相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または適用してはならないものとす。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法律およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護を確保するものとす。
3. 甲および乙は、本契約の締結の趣意に反し、相手方の本契約を得ることなく別項7条において規定する価値を有するデータ、資料、情報、その他の資料を複製し、複製したものを第三者に提供し、または複製したものを第三者に譲渡することを行ってはならないものとす。ただし、次に掲げる場合にはその限りでないものとす。
- (1) 法律に基づき必要
- (2) 人の生命、身体、財産その他の利益の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ず、当該個人データを第三者に提供すること
- (3) 公益保護の目的上または公益増進の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることなく当該個人データを第三者に提供すること
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体若しくは学校その他の団体が法令上の事務を遂行することとして当該個人データを収集し、保有する場合であって、本人の同意を得ることなく当該個人データを第三者に提供すること
- (5) 当該個人データの提供に際して、本人の同意を得る必要がなく

【概況】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に計算するものとします。

要約及び注、本要約に関する諸影の提起等、裁判上の手続を省しようとするときは、注の用紙を添付する特許所を第一等の原簿の全頁或該特許所とす。

本規約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙との協議を要し、合意をもって協議調整します。

## 駐車場（自動車保管場所）契約書

|             |                                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地         | 狹山市富士見1丁目14番11号                                                                       |
| 車種及びナンバー及び色 | 名称（北野第2ビル駐車場）内 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> |
| 賃料総額        | 毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）                                                         |
| 敷金・保証金      | 金 — 円也（無利息の約定）                                                                        |
| 備考          | 礼金として 金 — 円也                                                                          |

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄  
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新  
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。  
（振込手数料は乙負担とする）

万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も  
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ  
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし  
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含  
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を  
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地  
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力  
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である  
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ  
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕  
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行  
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な  
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい  
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣  
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発  
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。



第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。  
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 〒222-0037                   |             |
| 住 所 横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号 |             |
| 貸 主 (甲)                     |             |
| 氏 名                         | 聖和商行株式会社    |
|                             | 代表取締役 北野 敦也 |
| 借 主 (乙)                     |             |
| 住 所                         |             |
| フリガナ                        |             |
| 氏 名                         | 東山 徹        |
| 自宅 TEL ( )                  | 勤務先 TEL ( ) |

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 12 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8292

(1/1)

|    |                   |     |           |
|----|-------------------|-----|-----------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 20 日   | 支出額 | 220,000 円 |
| 項目 | 事務所費              | 充当額 | 198,000 円 |
| 細目 | 事務所費              | 按分率 | 9/10      |
| 摘要 | 事務所家賃 令和 8 年 1 月分 |     |           |
| 備考 |                   |     |           |

支払証明書あり

|    |
|----|
| 理由 |
|----|

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主

(以下「甲」という)と借主 森 伊久磨

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

|                                                                   |             |                                         |                   |                          |                                      |  |
|-------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------------------|--|
| 頭書(1)<br>賃貸借の目的物の表示等                                              | 名 称         | 本町貸事務所                                  |                   |                          | 1 階                                  |  |
|                                                                   | 所 在 地       | (登記簿) 蓮田市本町3866番地8                      |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   |             | (住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12                     |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   | 種 類         | 事務所                                     | 家屋番号              | 3866番8                   |                                      |  |
|                                                                   | 構 造         | 木造 / 1 階建                               |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   | 面 積         | 専有<br>37.41 m <sup>2</sup> (約 11.31坪)   | その他使用<br>可能な面積    | m <sup>2</sup> (約 坪)     |                                      |  |
| 物件の所有者                                                            | (住所)        |                                         |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   | (氏名)        |                                         |                   |                          |                                      |  |
| 頭書(2)<br>賃 貸 借 条 件                                                | 使用目的        | 事務所 事務所                                 |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   | 賃 料         | 月額 220,000 円(うち消費税 20,000 円)            | 敷 金<br>(更新時積み増し金) | (賃料の<br>ヵ月分)<br>(金額) 0 円 |                                      |  |
|                                                                   | 管 理 費       | 月額 円(うち消費税 円)                           |                   | (金額) 0 円                 |                                      |  |
|                                                                   | 共 益 費       | 月額 円(うち消費税 円)                           |                   | (金額) 0 円                 |                                      |  |
|                                                                   | 駐 車 料       | 月額 円(うち消費税 円)                           | 礼 金               |                          |                                      |  |
|                                                                   | 付属施設料       | 月額 円(うち消費税 円)                           |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   | 雑 費         | 月額 円(うち消費税 円)                           | 更 新 料             | (総額) 0 円                 |                                      |  |
|                                                                   | 保 險 料       | 総額 18,500 円(うち消費税 円)                    |                   | (うち消費税) 0 円              |                                      |  |
|                                                                   | 保 証 金       | 円 円 預かり済み<br>(3.3m <sup>2</sup> 当たり)    | 更新手数料             | 新賃料の 0.5 ヵ月分<br>(別途消費税)  |                                      |  |
|                                                                   | 敷金・保証金の返還時期 | 本物件の明渡し後                                | 保 証 料             | 円                        |                                      |  |
|                                                                   | 保証金の償却      | ・建物明渡し時に %                              |                   | ・契約更新時毎に %               |                                      |  |
|                                                                   |             | (総額) 円<br>(うち消費税) ( 円 )                 |                   | (総額) 円<br>(うち消費税) ( 円 )  |                                      |  |
|                                                                   | 契約期間        | 2025年10月01日 から 2027年09月30日迄の 2年 0ヵ月 0日間 |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   | 借主の解約権      | 解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヵ月の経過をもって発生する。 |                   |                          |                                      |  |
| 賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限                             | 持参払         | (住所)<br>(氏名)                            |                   |                          |                                      |  |
|                                                                   | 振込先         |                                         |                   |                          | 振込金額合計<br>(振込料は乙の負担とする)<br>220,000 円 |  |
|                                                                   | 口座名義人       |                                         |                   |                          |                                      |  |
| 口座引落 委託会社名                                                        |             |                                         |                   |                          |                                      |  |
| 当 月 分を毎月 20 日迄に前払 ( 円 ) します。<br>但し、振込の場合は、末日までに翌月分の入金を確認できるものとする。 |             |                                         |                   |                          |                                      |  |

|              |                             |    |         |
|--------------|-----------------------------|----|---------|
| 頭書(3)<br>その他 | 付 属 施 設                     |    |         |
|              | 貸 与<br>す 鍵一覽                | 新規 |         |
|              | 鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月01日 |    | ポストボックス |

頭書(4)  
特約事項

※更新時、更新手続きをとること。更新事務手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。  
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。  
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。  
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所（タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む）を修繕する等の原状回復措置をとらなくてはならない。  
 ※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

2025年 10月 1日

|               |                   |                                                          |  |                                                          |  |
|---------------|-------------------|----------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------|--|
|               |                   | 貸 主 ・ 甲                                                  |  | 借 主 ・ 乙                                                  |  |
| 住 所           |                   |                                                          |  | 〒 349-0111<br>埼玉県蓮田市東6丁目8-4                              |  |
| 電 話 番 号       |                   |                                                          |  |                                                          |  |
| 氏 名           |                   |                                                          |  | 森 伊久磨                                                    |  |
| 乙の連帯保証人・丙     |                   | 〒<br>(住所)<br>(氏名)<br>(乙との関係)<br>(電話番号)<br>(勤務先)<br>(極度額) |  | 〒<br>(住所)<br>(氏名)<br>(乙との関係)<br>(電話番号)<br>(勤務先)<br>(極度額) |  |
| 保証機関          |                   |                                                          |  |                                                          |  |
| (緊急時の連絡先)     |                   | 〒 (住所)<br>(氏名)                                           |  | (電話番号) (乙との関係)                                           |  |
| 媒 介 業 者       |                   |                                                          |  |                                                          |  |
| 免許番号          | 埼玉県知事 (15) 第3401号 | 免許番号                                                     |  | 媒 介 業 者                                                  |  |
| 主たる事務所        | 埼玉県蓮田市本町3-8       | 主たる事務所                                                   |  |                                                          |  |
| 商 号           | 日信土地株式会社          | 商 号                                                      |  |                                                          |  |
| 代表者           | 田部井 稜人            | 代表者                                                      |  |                                                          |  |
| 宅 地 建 物 取 引 士 |                   |                                                          |  |                                                          |  |
| 登録番号          |                   | 登録番号                                                     |  | 宅 地 建 物 取 引 士                                            |  |
| 氏 名           |                   | 氏 名                                                      |  |                                                          |  |
| 事務所名          | 日信土地株式会社          | 事務所名                                                     |  |                                                          |  |
| 所在地           | 埼玉県蓮田市本町3-8       | 所在地                                                      |  |                                                          |  |
| 電 話           | 048-768-2550      | 電 話                                                      |  |                                                          |  |



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8293

(1/1)

|    |                 |     |         |
|----|-----------------|-----|---------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 20 日 | 支出額 | 9,179 円 |
| 項目 | 事務所費            | 充当額 | 7,343 円 |
| 細目 | 事務所費            | 按分率 | 8/10    |
| 摘要 | 駐車場利用料 2 月分     |     |         |
| 備考 |                 |     |         |

支払証明書あり

|    |
|----|
| 理由 |
|----|

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

|      |      |
|------|------|
| 氏名   | 保谷 武 |
| 住所   |      |
| 電話番号 |      |

Park Direct 運営事業者（丙）について

|    |                                        |
|----|----------------------------------------|
| 名称 | 株式会社ニーリー                               |
| 住所 | 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F |

駐車場利用について

|         |             |        |                       |
|---------|-------------|--------|-----------------------|
| 名称      | 矢作駐車場       |        |                       |
| 所在地     |             |        |                       |
| 指定区画    |             | 利用期間   | 2025/02/01～2026/01/31 |
| 車種      | ジムニー        | ナンバー   | -                     |
| 月額使用料※1 | 9,179円 (税込) |        |                       |
| 更新情報    | 1年更新        | 更新費用※2 | 9,179円 (税込)           |

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。  
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

|         |           |                 |           |
|---------|-----------|-----------------|-----------|
| 契約期間    |           | 賃貸借契約の始期から解約日まで |           |
| 月額管理料※1 | 679円 (税込) | 管理更新料※2         | 679円 (税込) |

※1 月額使用料に含まれます。  
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

|   |
|---|
| - |
|---|

## Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

### 第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

### 第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

### 第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

### 第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
  - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
  - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
    - クレジットカード：翌月分を毎月20日
    - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
    - 口座振替：翌月分を毎月27日
  - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
  - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内



- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
  3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
  4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
  5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
  6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
  7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
  8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

#### 第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

#### 第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

#### 第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
  - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
  - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
  - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

#### 第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

#### 第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
  - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
  - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
  - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

#### 第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべきからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

#### 第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - (5) その他前各号に準ずる行為
  3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
  4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

#### 第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

[https://www.park-direct.jp/privacy\\_policy](https://www.park-direct.jp/privacy_policy)

#### 第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

#### 第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。